

玉城町地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）策定支援業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

脱炭素社会の実現に向け、玉城町ではこれまで実施してきた地球温暖化対策を更に推進するため、令和4年6月10日にゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年までの脱炭素社会を見据え、地域における再生可能エネルギーポテンシャルや将来のエネルギー消費量などを踏まえた導入目標を策定し、その目標を実現するための具体的施策等の検討を行った。

本業務は上記計画をもとに2050年の脱炭素化に向けて当町における地球温暖化対策に関するアクションプラン等をまとめた地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）を策定することを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

玉城町地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）策定支援業務

(2) 業務内容

玉城町地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）策定支援業務仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年（2025年）12月19日まで

(4) 事業費限度額

本業務の事業費の限度額は7,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

3. 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 令和6年度（2024年度）の玉城町入札参加資格を有していること。
- (2) 事業費限度額に対応した見積書を提出できること。
- (3) 監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく玉城町入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 玉城町入札指名停止等取扱基準の規定に基づく指名停止又は指名留保を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定

に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。) でないこと。

(7) 玉城町暴力団排除条例（平成23年玉城町条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等と関係を有しないこと。

(8) 2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた後、再度（1）に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。

(9) 6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。ただし、更生手続き又は再生手続の開始の申立てがなされた後、再度（1）に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。

(10) 元請けとして、本業務の内容と同一同種の業務を過去2年以内（令和4年度～5年度）履行完了した実績を1件以上有すること。なお、本業務の内容と同一同種の業務とは、元請として、人口1万人以上10万人未満の地方公共団体から委託を受け、地球温暖化対策実行計画区域施策編（再生可能エネルギー導入戦略も同一同種と認める）及び事務事業編を策定（改定）した実績を指す。※どちらかの実績がない場合は参加を認めない。

(11) 日本国内に主たる営業所を有する者であり、三重県内に常勤の職員を配置する本店又は支店、営業所を有しているもの。

4. スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は以下のとおり。

項目	日程
実施要領の公表	令和6年10月18日（金）
質問の受付期限	要領公開日～令和6年10月28日（月） 正午
質問への回答（町のHPで回答）	令和6年10月30日（水）
参加表明書等の提出期間	令和6年11月 5日（火）
企画提案書等の提出期限	令和6年11月 7日（木）
プレゼンテーション審査	令和6年11月14日（木）
結果通知	令和6年11月18日（月）

5. 質問の受付及び回答

(1) 提出期限

令和6年10月28日(月)正午まで(必着)

(2) 提出方法

別紙の質問書(様式第6号)により、電子メールにて提出すること。なお、メール送信後に13に記載の担当部署まで電話連絡すること。

(3) 回答日:町HPにて順次回答

(4) 回答方法:質問者名を伏せて町HPにて回答

※回答の内容は、本実施要領及び業務委託仕様書の修正とみなす。

6. 参加表明書の作成要領

(1) 参加表明に必要となる書類 ※すべて原本を1部提出すること。

- ①参加表明書(様式第1号)
- ②業務実績書(様式第2号-1)
- ③業務実績書(様式第2号-2)
- ④会社概要書(様式第3号)
- ⑤配置技術者調書(様式第4号)
- ⑥実施体制図(任意様式)

(2) 参加表明書等の提出

- ①提出期限:令和6年11月5日(火)午後5時まで(必着)
- ②提出方法:13に記載の担当部署まで持参または郵送
- ③各種様式については、当町公式ホームページに掲載したものをダウンロードすること(窓口での配布は行わない)。

7. 企画提案書等の作成要領

(1) 企画提案に必要となる書類

正本1部(要押印)、副本6部 計7部 ※見積書、見積内訳書は別途1部。

- ①企画提案書提出届(様式第5号)
- ②企画提案書(任意様式)
 - ・A4サイズ(Word又はPPT)両面印刷20ページ以内とし、様式第5号を表紙とすること。
 - ・なお、補足資料等については任意様式を認めるが、ページ数は上限を超えないこと。
- ③見積書(押印あり)(任意様式)

(2) 企画提案書等の提出

- ①提出期限:令和6年11月7日(木)正午まで(必着)
- ②提出方法:巻末に記載の担当部署まで持参または郵送

8. 審査方法

プロポーザルの審査を次のとおり実施し、最も評価の高い提案者を契約予定者として選定する。ただし、当該最高点数事業者が複数ある場合は、審査委員の協議により選定する。

(1) プレゼンテーション審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる審査）

参加要件を満たしているものに対し、企画提案書に係るプレゼンテーションを下記のとおり実施し、最も優れている提案を特定する。

また、参加事業者数が5社以上となった場合は、別紙「審査評価基準表」により、事務局にて書類審査を実施し、上位3社を選定する。

なお、参加申込者が1社となった場合も、参加要件を満たしていれば審査を実施する。

①実施予定日

令和6年11月14日（木） 予定

②プレゼンテーションの内容

- ・プレゼンテーションの時間は1者あたり説明20分以内、質疑10分以内とする。
- ・詳細は参加者宛に事前通知する。
- ・評価基準については別紙「審査評価基準表」を参照。

③採点

審査委員5名の合計点500点満点のうち、60%に満たないものは失格とする。

9. 審査結果の通知

審査結果を書面により通知する。※採点内容等については通知せず、結果のみを通知する。

10. 契約の締結

審査結果通知後、町と委託契約の優先交渉権者は契約締結に向けた協議を開始する。原則として、企画提案書に記載された項目を委託契約の仕様に反映するが、本業務の目的達成のために必要がある場合は、協議により項目の追加、変更又は削除を行う場合がある。

委託契約の仕様を決定し、最終見積書の提出を受けて契約を締結する。ただし、優先交渉権者との協議が調わない場合は、審査会で次点となった提案者を委託契約候補者として協議を行う。

11. 企画提案書の無効（失格事項）

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

(1) 提案者が次のいずれかに該当するとき。

- ①虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。
- ②プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかったとき。

(2) 提案書が次のいずれかに該当するとき。

- ① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。
- ② 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。
- ③ 参考見積りの金額（税込み 税率10%）が契約上限金額を超過したとき。

12. その他留意事項

(1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は一切認めない。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類は委託契約候補者特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (5) 公募型プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (6) 委託業務の全てを第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。
- (7) コンソーシアム及びJV（共同企業体）による参加は認めない。

13. 書類等提出及び問合せ先

〒519-0495 三重県度会郡玉城町田丸114-2

玉城町税務住民課 担当 岡山

TEL : 0598-58-8201

FAX : 0598-58-9475

E-mail : zeijyu-t@town.tamaki.lg.jp

※問合せについては、土曜日、日曜日及び祝日等の休日（以下、「休日」という。）を除く毎日、午前9時～午後5時までとする。